

日本におけるUMR フェーズ6 の準備

概要

金融危機に対応すべく、世界の規制当局は、非清算デリバティブ取引に対する複雑な証拠金規制を課しました。UMR (Uncleared Margin Rules) 証拠金規制は、バーゼル銀行監督委員会 (BCBS) と証券監督者国際機構 (IOSCO) が制定した規制の枠組みとなります。この規制では、金融機関および「市場システム上、重要な非金融機関」が、非清算店頭デリバティブを取引する際に、当初証拠金 (以下、IM) と変動証拠金 (以下、VM) を算出することが求められています。2017年には、すべての企業がVMの要件を遵守しました。IMに関する規制は、2016年9月に最大規模の金融機関 (フェーズ1) を対象に開始され、引き続き段階的に導入されており、現時点でフェーズ1から5が稼働済みです。

最終段階であるフェーズ6は、中小規模の機関投資家やバイサイドに影響を与えますが、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い1年間延期され、2022年9月に発効となる予定です。この規制は、非清算店頭デリバティブの連結平均元本総額 (Average Aggregate Notional Amount、以下AANA) の合計が80億米ドルを超えるすべての企業に適用されます。フェーズ5では250社が対象となり、フェーズ6では750社以上の企業が対象になると予想されています。バイサイドは、現在実施している証拠金の検証プロセス、ポリシー、手順が規制要件を満たすかどうかを、今すぐに判断する必要があります。

連結平均元本総額 (AANA) の算出

中央清算されないデリバティブに関する規制要件を遵守するための最初のステップは、自社がこの規則の適用範囲内にあるかどうかを判断することです。そのためには、連結平均元本総額 (以下、AANA) を計算する必要があります。AANAは、所定の観察期間中の想定元本ベースでの非清算デリバティブポジションの残高の合計となります。

AANAの合計額が規定の閾値である80億米ドル／1兆1,000億円を超えた場合、UMRのフェーズ6対象企業となり、IMの計算を行う必要があります。また、IMエクスポージャーの閾値に満たない場合でも、その監視を行い、いつ閾値を超えるかを評価する必要があります。UMR遵守のための準備には、以下のようないくつかのステップがあります。

IM対応へのステップ

1. IM交換のための新しい法的契約の締結
2. IMを当事者から分別保管するトライパーティー・エージェントやサードパーティとの関係の管理
3. カウンターパーティとの担保の計算、配分、授受、決済、および、IMエクスポージャー計算結果の照合のためのプロセス確立

コンプライアンスへの対応

AcadiaはUMR対応の初期段階からバイサイドをサポートするために、コンプライアンスと業務プロセスの課題に対応できる、完全に統合されたソリューション群を提供しています。新型コロナウイルスによる遅延を受けて、2021年に延長された期日の前にフェーズ5の企業がUMR規制対応を継続できるように、業界全体を巻き込んで暫定的な本番稼働である「Soft Launch」も行いました。

そして、AcadiaはUMRへの対応のため、UMR義務者における上記ステップ3を代行するIM事務代行業者とも協力関係にあります。なぜなら、ステップ3を遂行するためには、UMRへの知識を有するバックオフィス部門の人材を維持し続けることが必要である一方、それはUMR対象企業にとって大きな負担となる可能性があるからです。そのため、AcadiaはUMR対象企業へのサポートのためIM事務代行業者用のライセンスも御用意しました。

UMR対象企業の皆様は、IM事務代行業者に以下のサポートを期待できる可能性があります。

- ・ 国内外でのフェーズ1～4までの慣行を踏まえた適切なステップ3にかかる業務フロー構築のサポート
- ・ フェーズ5でのフェーズインサポート経験をもとにしたリーズナブルなサービス提案
- ・ AcadiaをはじめとするIM業務に必要なITベンダー導入プロセスの省力化

例えば、日本において、日本マスタートラスト信託銀行様はIM事務代行業者としてサービス提供しており、UMRフェーズ5バイサイドに対して、上記のサポートをしているとのことでした。

日本マスタートラスト信託銀行様のサービス導入により、プロセス確立のための各種コンサルティングが受けられることに加え、IMエクスポージャーの計算、IMEMを用いたカウンターパーティとのIMエクスポージャーの照合、担保の計算・配分・授受・決済等、広範な事務について、アウトソースすることができます。

どのITベンダーやIM事務代行業者を利用しても各UMR対象企業において規制義務自体を軽減することはできませんが、規制対応準備およびランニングにかかる負荷を低減するための一助として、アウトソースを検討する価値はあります。

日本マスタートラスト信託銀行様のサービスでも利用されている、AcadiaのIMEM(Initial Margin Exposure Manager)は、IMの照合と計算を取引当事者間で行うサービスです。AcadiaがAPACでの活動を拡大するに伴い、IMEMはAPACの企業でもますます採用されています。APACでは、UMRのフェーズ5の対象となる45社のお客様がIMEMを利用中です。全世界では、275社のお客様がIMEMを利用して、UMRの要件に従って証拠金の照合・計算を行っています。

フェーズ6対象企業のサポート

Acadiaは、APAC10カ国にわたるお客様に対し、APACの日中時間帯に、英語、日本語、中国語で対応する専任の現地スタッフをおき、現地の言語でのサポートを行なっています。Acadiaは、UMRのフェーズ6に向けてワーキンググループを拡大し、APACのタイムゾーンに合わせて当該地域の問題に焦点を当てるとともに、規制やビジネス全般を議論するために、日本企業向けの日本語でのワーキンググループも開催しています。2022年に予定されているフェーズ6への対応を支援するため、日本におけるAcadiaワーキンググループへのご参加をお待ちしています。

Appendix

<https://www.acadia.inc/insight/managing-collateral-in-asia-pacific>

<https://www.acadia.inc/insight/umr-phases-5-and-6-a-prime-opportunity-for-apac-to-embrace-automation>

<https://www.finextra.com/blogposting/17991/regulatory-im-validation-in-europe-and-the-us---what-phase-5-and-6-firms-need-to-know>

<https://www.acadia.inc/insight/umr-delay-perspective-from-capco-and-acadiasoft>

<https://www.acadia.inc/insight/the-first-step-to-complying-with-the-uncleared-margin-rules-umr-is-determining-if-you-are-in-scope-for-the-regulation-the-way-to-do-this-is-to-calculate-your-average-aggregate-notional-amount-aana>

For more information please visit us at [acadia.inc](https://www.acadia.inc)

Or email us at info@acadia.inc

Boston
93 Longwater Circle
Norwell, MA 02061

Dublin
54 Fitzwilliam Square,
Dublin, D02 X308

Düsseldorf
Maurenbrecherstrasse
16, 47803 Krefeld,
Germany

London
Broadgate Quarter
One Snowden Street
London EC2A 2DQ

New York
575 Fifth Avenue
New York, NY 10017

Tokyo
Level 11 Aoyama Palacio
Tower 3-6-7 Kita-Aoyama
Minato-Ku, Tokyo 107-0061

Follow us:

